

< 政務活動費の検討事項 > (R7.1.24第23回議会運営委員会での協議結果)

	項目	内容	備考
1	使途費目	調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究費、研修費のみ</li> <li>・調査研究費、研修費、資料作成費、資料購入費のみ</li> <li>・調査研究費、研修費のみ</li> <li>・事務所費、事務費、人件費は不要</li> <li>・このままでよい(2名)</li> </ul>
2	使途基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表(案)のとおり</li> </ul>	
3	交付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概算払(1年交付、半年交付、四半期交付、毎月交付)</li> <li>・精算払(1年交付、半年交付、四半期交付、毎月交付)</li> </ul>	
4	交付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額制(1万円、1万5千円、2万円、その他)</li> <li>・年額制(12万円、18万円、24万円、その他)</li> </ul>	
5	情報公開方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ</li> <li>・議会だより</li> <li>・報告会開催</li> <li>・モニター会議</li> </ul>	
6	使途審査機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革諮問会議</li> <li>・第三者委員会</li> </ul>	
7	内規等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出基準(ガイドライン)</li> <li>・運用マニュアル</li> <li>・申し合わせ事項</li> </ul>	

## < 政務活動費使途基準（案） >

	項目	内容	主な例
1	調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
2	研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
3	広聴広報費	議員が行う町政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等
4	要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
5	会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等 2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等
6	資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等
7	資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
8	事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等
9	事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等
10	人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等